

様式第2号（第5条関係）

令和 6年 6月8日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員

重山 雅世



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和 6年 5月 8日
 令和 6年 5月 9日
- 2 出 張 先 ZOOMによる研修
- 3 目 的 第52回議員の学校受講
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり





議員の学校

●主催 NPO法人多摩住民自治研究所
ハイブリッド[オンライン+会場(最大定員80名)]
「見逃し配信あり」(2024年7月末まで)

●会場:都立多摩図書館セミナールーム
(JR中央線・武蔵野線 西国分寺駅より徒歩7分)

申込締切:4月30日(火)

地域経済と地域産業

「地域と住民生活を守るための地域産業循環・市町村の役割」

■ゲスト講義 講師:鈴木宜弘氏 東京大学大学院特任教授

「日本の食と農をどう守るか」

あと10年したら日本の農業・農家は崩壊しかねません。人が生きていくうえで欠かせない、かつ安全な「食」と、地域の暮らしに深く結びついた「農」をどう守るか。さまざまな取り組みに学びます。

■集中講義 講師:八幡一秀氏 中央大学名誉教授・多摩住民自治研究所理事

「地域社会における中小企業の役割と中小企業振興条例」

地域経済で大多数を占める小規模企業の役割についての基礎と、自治体で作成がすすめられている「中小企業・小規模企業振興条例」について、先進事例から学びます。

■シリーズ講義〔2〕 講師:石川 満氏 元日本福祉大学教授・多摩住民自治研究所理事

「生活保護制度をつかいやすいものに」

市町村議員に必要な「生活保護制度」の基礎知識と、すべての人が尊厳をもって地域でくらすよう、市町村は何をすべきかを学びます。

ご期待ください!

第52回議員の学校HP



お申込み



「議員の学校」とは 多摩住民自治研究所[多摩研]の「議員の学校」は、「住民と地域に役立つ地方議員になりたい」という議員の皆さんの声にこたえ、「政党会派を問わずに、だれもが参加できる学校」として始められました。平成21(2009)年のことです。幸いにして、各地の議員の皆さんの積極的なご参加と、協賛された各分野の講師の方々のご講義によって、かけがえのない歩みを重ねてまいりました。

日 時	令和 6 年 5 月 8 日 12:50 ~ 16:10 令和 6 年 5 月 9 日 10:00 ~ 16:20
視 察 先	オンラインによる研修受講
調査事項	第52回議員の学校
対 応 者	東京大学大学院特任教授 鈴木 宜弘 氏 石川県議会議員 堂前 敏昭 氏 元日本福祉大学教授 石川 満 氏 中央大学名誉教授 八幡 一秀 氏
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背 景 ② 特 徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	ゲスト講義 講師 鈴木宜弘東京大学大学院特任教授 〈日本の食と農業をどう守るか〉 1. 食料安全保障崩壊の本質 ・米国の余剰農産物・米国などの危ない食料（安全性に懸念あり） の最終処分場 ・米国企業の利益のために日本人が自ら動くようにする市場原理主義の洗脳教育 ・自動車の利益のために食と農を差し出す「生贄」政策（農産物関税撤廃） ・目先の農水予算削減しか見えない財政政策→輸入増加、農業縮小、自給率低下 2. ウクライナ危機で激化する食料争奪戦 穀物（小麦・大豆・とうもろこし）、原油価格、化学肥料の原料（リン・カリウム尿素）価格高騰、生産資材の調達の不安。 ①【食料の武器化】ロシアベラルーシは食料資材を戦略的に輸出しないことで脅す武器として使う。 ②【農業インフラの荒廃】ウクライナは耕地破壊され、播種も充分できず、海上封鎖に物理的な停止。 ③【食料の囲い込み】自国民の食料確保のために防衛的に輸出規制（インド他30カ国） 3. 金で買えない自体に金で買うことを前提にした食料安全保障では無理 「異常」気象が「通常」気象になり世界的に供給不安、需給逼迫で価格暴騰 「危機を煽る」のではなく「危機に備える」ことこそ安全保障 日本の食料自給率の低さは、経済効率だけの市場競争では人の命、健康に関わる安全性のためのコストが切り詰められ危険をもたら

す。

4. 新基本法の問題点

- ・食料自給率という言葉がなく「指標の1つ」と位置づけを後退
 - ・「平時」と「有事」の食料安全保障をとると強調→平時に国産振興せず輸入と海外生産投資し、「有事」は「花から芋へ」の増産命令法で、罰則付きで強制増産させる→できるわけではない
 - ・「自給率向上を目標に掲げると非効率な経営まで残ってしまう」という視点、半農半X含む「多様な農業経営体」を否定し「効率的経営」のみが制作の対象
 - ・自給率低下を容認することを今まで以上に明確にするのか
- コメ需要が減少しているとして、水田の畑地化推進→水田を維持する事が有事の食料安全保障の要であり、洪水防止機能やコミュニティの維持など大きな多面的機能もある
- ・コスト上昇を流通段階でスライドして上乗せしていくのを誘導する制度

消費者負担にも限界があるのに、あくまで民間に委ねようとする姿勢

欧米は直接支払いによる所得維持と政府買い上げによる需要創出政策を導入

・ゲイツ氏などのIT大手企業らが描く無人の巨大なデジタル農業がポツリと残ったとしても、日本の多くの農山漁村が原野に戻り、地域社会と文化も消え、食料自給率はさらに低下し、不測の事態には超過密化した拠点都市で、疫病が蔓延し、餓死者が続出するような歪（いびつ）な国に進むのか今が正念場である。

5. 米国との密約「日本は必ず枠を満たす事、コメ36万は米国から買うことを命令されている」

ミニマム・アクセス or カレント・アクセスは、低関税を適用しなさいという枠であり、政府がいう「最低輸入義務」ではない。米国・EU・カナダの乳製品輸入量は、消費量の5%まで増やすと約束したが、実際には1~2%程度しか輸入されていない

【外に媚び、内を脅かすものは、天下の賊である】吉田松陰

外国の顔色を伺い国内農家や国民に負担を強いるのは限界
農漁業消滅＝食料消滅＝農漁協消滅＝関連産業の消滅＝地域消滅。
みな「運命共同体」と認識して支え合わなくては活路はない。

6. 「量」握られ「質」の安全保障も危機＝危ない食料は日本向け 日本の外交戦略＝米国の要求リスト全部のむことを前提に

EUでは米国産を禁輸し、豪州産牛肉

オーストラリアはホルモン・フリーはEUと自国向け、ホルモン牛肉は日本向け

米国も自国やEUにはホルモン・フリー、ホルモン牛肉は日本向けホルモン依存症癌は年々増加、子宮体癌・卵巣癌は25年間で8倍・4倍に増加

ラクトパミン（牛や豚の餌に混ぜる成長促進剤）はEU・中国・ロシアは禁輸。

日本でも国内使用は認可されていないが、輸入は素通り。

GM大豆・コーン・小麦に発がん性が指摘される農薬グリホサートかかった米国産に世界一依存する日本

米国では2023年から消費者向け販売を停止、一方、米国からの要請で日本向け小麦のグリフォサートの摂取限界値を6倍に緩めた。

7. EUの消費者が主導した世界の潮流→消費者の選択が全てを動かす源泉

減化学肥料・農薬、有機農業へ。取り残される日本

8. 「みどり食糧システム戦略」は起死回生の流れか

2050年までにカーボン・ニュートラル（排出するCO₂と吸収するCO₂の量を同じにする）化、ネオニコチノイド系を含む化学農薬使用量の削減、有機農業面積の拡大、地産地消型エネルギーシステム構築に向けての規制見直しを検討。

稲作を主体に有機栽培面積を25%（100万ha）に拡大、化学農薬5割減、化学肥料3割減に。しかし、有機農業の中身が違うものになってしまうのか？

代替農薬として害虫の遺伝子の働きを止めてしまうRNA農薬。化学農薬でないからといって遺伝子操作農薬やゲノム編集の種子などが有機栽培に認められることになったら、有機栽培の本質が損われる。

9. みどり戦略の活用

令和4年7月、みどり戦略の推進法が施行

環境負荷低減に取り組む生産者の計画を都道府県が認定すれば、機械施設の導入に対する税制の特例措置（特別償却一機械等32%、建物等16%）

交付金を活用した取り組みは全国で300件以上

意欲ある自治体が行う農薬・肥料の低減の実証（グリーンな栽培体系への転換）

有機給食の実施、有機農業指導員の育成

10. なぜ学校給食が鍵なのか

戦後の日本の食生活形成には米国の意思が大きく関与。学校給食を通じて米国小麦のパン食普及の形で子供たちをターゲットとして推進された。今、我々の税金を投入し開発されたゲノム編集トマト

(安全性への懸念が論文でも指摘されている)を小学校を通じて無償配布し日本の子供たちを「実験台」として浸透させ、最終的にその利益は特許を持つ米国のグローバル種子農業企業に還元される。米国の思惑から子供たちを守り、国民の未来を守るカギは、地元の安全・安心な農産物を学校給食を通じて提供する活動・政策を強化すること。それが有機農業などで頑張る生産者にも大きな需要確保、出口対策になる。

例 千葉県いすみ市(日本で1番移住したいマチに)有機米1俵2.4万円

山形市はJA岐阜から3万円、亀岡市4.8万円、世田谷区は従来より化学肥料及び農薬の使用が少ない食材や有機農作物を購入。令和5年度は各校6回の有機米を使用した給食実施

1 1. 種から消費までの地域住民ネットワークを強化し、地域循環型経済を確立

命を削る安さに飛びついてはいけない。本当に安いのは、身近で地域の暮らしを支える多様な経営が供給してくれる安全安心な食材。国産＝安全ではない。本当に持続できるのは、人にも牛・豚・鶏にも環境にも種にも優しい、無理しない農業。自然の摂理に最大限に従い、生態系の力を最大限に活用する農業(アグロエコロジー)

1 2. 生態系調和型農法

経営効率が低い(①収量も減り自給率向上にも逆行する②草取り労働などが大変③簡単に慣行栽培から有機への転換できない)かのように言われるのは間違い。→①「高品質・多収量」で収益も自給率も上がる②草が抑制される③慣行から有機への段階的移行ができる。四国では、生協と農協との共同組合間連携で実践され全国にも波及しつつある。

1 3. ミュニシパリズム(岸本聡子 現杉並区長)

市民の政治、政策策定への直接参加を強めることで、すべてのものを企業の儲けの道具に差し出そうとする流れ(新自由主義)を断ち切り、地域を真に市民全体のために維持・発展させていこうという取り組み。

1 4. ローカルフード法

地域で育んできた在来種を守り育て、その生産物を活用し、地域の安全・安心な食と食文化の維持と食料の安全保障につなげるためシードバンク、参加型認証システム、直売所、産直、学校給食(公共調達)、レストランなどの活動を支え、育種家・種採り農家・栽培農家・関連産業・商社が支え合う仕組みをローカルフード条例として制定し、自治体予算の不足分を国が補完する根拠法＝ローカルフード法の提出が有効。

☆考察

約400頁以上にわたる資料を示しながら、日本の食と農業問題を大変わかりやすく縦横に話されました。日本の食料自給率低下は、第二次世界大戦後のアメリカによる占領政策が大きく影響している。アメリカの小麦生産過剰による日本への売り込み戦略のもと、「栄養改善普及」の名目で学校給食のパン食導入など自動車輸出を優先し日本の食と農を犠牲にしてきた亡国農政に対し、他の国と同じように農家の赤字を補填するシステムを導入し、農産物を増産してもらって食料自給率を向上させ、国民の命を守れるようにすべき。私たち消費者が頑張っている生産者を支え、一緒に生産に関わり、生産物を買って支えるのはとても大事。日本は食品表示をなくされたり、何を食べているかをわからなくさせられ、遺伝子組み換えの輸入の大豆など非常にリスクがある。地域の種を守り、消費者は信頼できる生産者と結びついてその信頼のネットワークで、安全・安心の食料の確保、食糧危機に耐えられる日本を作るのに希望の持てる内容で、議会活動で活かしていこうと思った。

実践報告と提言 報告者 堂前敏昭石川県議会議員

令和6年1月1日16時10分発生した能登半島地震、発生から4月25日時点の状況を映像を示しながら説明。発災から4ヶ月経過しても復旧（停電や断水）しない要因として職員数不足をあげ、職員も被災者であり日中仕事をしながら避難所生活を送る状況で災害状況把握不可と話されたとおり、応急仮設住宅の必要戸数に2000戸もの開きがあり如実に表れている。1月末時点8480戸→6610戸（3月末時点）→6421戸（4月25日時点）。4月末までに必要戸数の5割強の3000戸の完成、5月末までに約4500戸（必要戸数の7割程度）、6月末約5000戸（8割程度）8月中に必要な住宅の完成を目指すとのことである。

最後に「これからの能登」

- ①世界農業遺産を生かした形で環境整備を行いたい
- ②人口流出の課題とともに人口流入についても強く取り組みたい
- ③過疎化地域の防災先進モデルを目指す

☆考察

能登半島地震の復興はおろか復旧が遅々として進まない状況を、連日の報道で注視していた。他の資料等で石川県の災害復旧計画が25年前のまま、町村合併で職員数が減らされ地域把握が行き届かないこと、災害救助を求める自衛隊への要請の遅れ、加えて地理的条件（半島で交通遮断され災害ボランティアの運用開始が2月26日から）やマンホールが1.5メートルも地震で隆起し水道管復旧工

事に長期間要すること等々。これまでの阪神淡路や東日本大震災事故等の教訓がどれだけ生かされてきたのか、何よりの救いは、珠洲原発着工を住民運動で断念させた事である。今年度ジェンダー視点を取り入れる災害復旧計画や福祉避難所設置、要支援者把握など本町の取り組みが進んでいると感じた。

シリーズ講義 石川満 元日本福祉大学教授・多摩住民自治研究所理事

〈生活保護制度をつかいやすいものに〉

生活保護申請

2023年1～12月の生活保護申請が前年比7.6%増25万5千件と比較可能な13年以降で最多。新型コロナ禍で困窮した家計に物価高騰が追い打ちをかけた

・生活保護負担金（事業費ベース）約3.7兆円（令和6年度当初予算）負担割合：国3／4、地方1／4実績額の約半分は医療扶助。

・扶養調査の見直しに留意（2021年2月26日厚労省通知）

①当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（専業主婦・主夫等）未成年者、概ね70歳以上の高齢者など。

②要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（借金を重ねている、相続をめぐる対立、関係不良の場合例えば10年程度音信不通）。

③要保護者の自立を阻害すると認められるもの（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待などの経緯があるもの）。

・年齢層別・性別の貧困率（阿部彩東京都立大学教授の研究）

男性→20～24歳のピークが最も貧困率が高い。

女性→高齢期（75歳以上）の貧困率が最も高く25%を超える。

・日本の相対的貧困率～年間の等価可処分所得の中央値の2分の1（2021年：127万円）に届かない人の割合（国民生活基礎調査のデータ）。

おとなが一人の世帯44.5%先進国で日本は最悪の貧困率、韓国4%

全世帯 15.4%

子ども 11.5%

高齢者 男 16.4% 高齢者は貧困で認知症多い。

女 22.8%

・令和4年度の国民年金の加入・保険料納付状況（厚労省年金局）

2022年度国民年金納付率76.1%、2020年度最終納付率80.7%

	全国的全額免除者 2020年度 42.6%、21年度 43.4%、22年度 43.8% 一部免除 (3/4.1/2.1/4) は 2.5%、2.5%、2.4% 沖縄県的全額免除者は「60.3%、63.6%、64.4%」の現状は社会保険制度としては事実上破綻。 将来多くの年金や無年金の高齢者が出現する→高齢の生活保護受給者増加。 ・日本の世帯数の将来推計 (2024年) ①世帯総数は2030年をピークに減少、2050年の平均世帯人員は1.92人に。 ②2050年には単独世帯が44.3%、2330万世帯に。 ③65歳以上の高齢世帯数のピークは2045年、75歳以上の世帯は一旦減少後再度増加。 ④2050年の男性高齢単独世帯の6割は未婚、近親者のいない高齢単独世帯が急増。 ⑤2020～50年の間に65歳以上男性の独居率は16.4%→26.1%、女性は23.6%→29.3%となり、男性の単独世帯化が進む。 ・就学援助実施状況 令和4年度要保護及び準用保護児童生徒数 1,257,303人 (前年対比 41,012人減) 就学援助率 13.9% (前年対比 0.32減) で10年連続減少。 対象者数の主な減少要因としては児童生徒数の減少に加え経済状況の変化。 準要保護認定基準の倍率 1.3倍以下の割合が最も多い ・学校給食の無償化を 小・中学校とも給食費の無償の自治体は254 (2022年度) 学校給食無償化は、本来国において実施すべき。都道府県と市町村の協力で実施することも必要。 約14%の小中学生が就学援助の対象となっている現実からも、完全無償化が必要。 無償化による給食費徴収の事務や、就学援助費のうち給食費に関する事務がなくなる。 ・権利性が明確な「生活保障法」の制定を 日本弁護士連合会 ①権利性の明確化 (法律の名称、用語) 生活保護と言う用語が、恩恵であるといった誤解や、生活保護だけは受けたくないという偏見を生む原因となっている 生活保護法→生活保障法、被保護者→利用者、要保護者→要補償
--	--

者、保護→生活保障給付、扶助→給付

②水際作戦を不可能にする制度的保障

実施機関の申請権侵害禁止を明記

- ・簡単に書ける申請書の窓口備え置きを義務づけ
- ・国と実施機関の周知・広報義務、教示・援助義務を明記
- ・捕捉率の調査・向上義務を規定

③保護基準決定に対する民主的コントロール

- ・保護基準の決定権限は厚生労働大臣から国会に
- ・専門的知見を尊重するため、審議会の位置づけを明記
- ・利用者の意見を反映するための規定を新設
- ・基準改定には再検証可能性を求め、透明性を確保

④一歩手前の生活困窮者に対する積極的支援

・収入が最低生活費の130%未満の場合、一部の給付を単独で利用可能に

- ・対象給付は教育・住宅・医療・自立支援（生業）

⑤ケースワーカーの増員と専門性の確保

・ケースワーカー1人当たりの担当世帯数の上限（都市部60世帯、郡部40世帯）を法定

☆考察☆

憲法に基づく生存権保障するため、最後のセーフティーネットと言われる「生活保護制度」だが、捕捉率が低く「生活保護世帯」より生活が苦しい世帯が多い現状。を打開するために日本弁護士連合会が求めている。「生活保障法」制定が早急に重要と考える。

集中講義 講師 八幡一英 中央大学名誉教授・多摩住民自治研究所理事

〈地域社会における中小企業の役割と中小企業振興条例〉

1. 地域社会における中小企業の役割

①小さくても偉大な創造力

・ものづくり、新サービス、製品開発など
・アメリカ型文明至上主義中政策からヨーロッパ型文化重視政策への転換

- ・イタリアフィレンツェ 屋根の色を統一（日本人街あり）
- ・漆喰塗るのは左官屋＝職人育成

②地域に根ざしたきめ細かい利便性

・大企業の大量生産に不向きな製品・サービスを開発提供
・地域のニーズをつかむため、人との接触を通じて、顧客の生活行動など把握して商品とサービスを提供

③24時間住民として地域社会を支える社会性

	・ 24時間住民としての中小企業・小規模企業は地域社会の核。この階層が減少すれば地域社会の崩壊、地域の豊かさを体現する中小企業・小規模企業の存在こそ大事。 ・ 地域の伝統文化の伝承発展→世界で通用する文化型産業の担い手、地域で人間が健全に成長するには、中小・小規模企業が必要な存在でグローバル大企業にその代役はできない。 ・ 地域労働者・自治体労働者との連帯 ④地域の住民生活を支える経済合理性 ・ 地域商店街の購買は、資金が他の地域に逃げていかない、税金も地域自治体に納入。 ・ 地域内で「6次産業化」の進展→業種を超えて地域での連携の多様化 ・ 地域密着型金融機関である信用金庫・信用組合の再評価 2. 自治体の中小企業振興条例づくり 2010年6月18日中小企業憲章閣議決定 ・ 中小企業は社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統芸能や文化の継承に重要な機能を果たす。中小企業は国家の財産。 ・ 資金や人材等に制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難にさらされてきた。 ・ 中小企業の力が医療・福祉、情報通信技術、環境・エネルギー等で発揮され豊かな経済、安心できる社会、人々の活力をもたらし日本が世界に先駆けて未来を切り開くモデルを示す。 ・ 自治体による中小企業政策の根拠 「中小企業基本法」第6条地方公共団体の責務。 基本法の政策と連携する部分と同時に地域の特性を踏まえた独自の中小企業政策を取り得ることができる。 ・ 中小企業振興条例づくりの進捗状況 1979年「墨田区中小企業振興基本条例」 2023年1月現在385市17区230町37村（41.6%）設定 ・ 墨田区中小企業振興基本条例の先進性 1977年職員が区内製造業者の悉皆調査 中小企業の実態を知ることがスタートライン 1979年墨田区中小企業振興基本条例を制定（政策の方向性が決定） 1980年墨田区「産業振興会議」設立 政策実施の進捗管理などをする会議体の設置 ☆考察☆
--	---

「小企業はヨーロッパ経済の背骨、まず小企業のことを第一に考える」という『EU小企業憲章』と比較して、日本・本町の中小・零細企業の置かれている実態はどうか。新自由主義経済政策により、弱い者は潰れて当たり前で倒産・廃業に追い込まれ空き店舗も増えている。人間重視の地域経済社会を中小・小規模企業を核とし再生することで「地産・地消・商」の仕組み作り。特にないものねだりではなく、「地域深耕」により地域の個性を先鋭化させ中小・小規模企業の活力を生かすことなど課題を突き付けられた感である。